

告示

埼玉県告示第二百八十号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十条において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、埼玉県シルバー人材センター連合（公益財団法人いきいき埼玉）の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

令和元年七月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定をした業種及び職種

業種	職種
I―五十六 各種商品小売業	C―二十七 生産関連事務の職業 D―三十二 商品販売の職業 H―五十四 製品製造・加工処理の職業 H―六十 機械整備・修理の職業 K―七十六 清掃の職業 K―七十七 包装の職業 K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業
I―五十七 織物・衣服・身の回り品小売業	C―二十七 生産関連事務の職業 D―三十二 商品販売の職業 H―五十四 製品製造・加工処理の職業 K―七十六 清掃の職業 K―七十七 包装の職業 K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業
I―五十八 飲食料品小売業	C―二十七 生産関連事務の職業 D―三十二 商品販売の職業 H―五十四 製品製造・加工処理の職業 K―七十六 清掃の職業 K―七十七 包装の職業 K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業
I―五十九 機械器具小売業	C―二十七 生産関連事務の職業 D―三十二 商品販売の職業

I―六十 その他の小 売業	K―七十六 清掃の職業 K―七十七 包装の職業 K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業 C―二十七 生産関連事務の職業 D―三十二 商品販売の職業 H―五十四 製品製造・加工処理の職業 H―六十 機械整備・修理の職業 K―七十六 清掃の職業 K―七十七 包装の職業 K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業
P―八十五 社会保 険・社会福祉・介護事 業	B―十六 社会福祉の専門的職業 B―二十四 その他の専門的職業 E―三十五 家庭生活支援サービスの職業 E―三十六 介護サービスの職業 E―三十九 飲食物調理の職業 E―四十 接客・給仕の職業 E―四十二 その他のサービスの職業 K―七十六 清掃の職業 K―七十七 包装の職業 K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業

備考 業種は日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）の中分類に、職種は厚生労働省編職業分類の中分類に定める区分による。

二 指定に係る市町村の区域

県内全市町村

三 指定年月日

令和元年七月十九日